

八戸工業大学共同研究取扱規程

制定 平成15年2月20日（教授会）

改正 令和7年1月23日（教授会）

（目 的）

第 1 条 本規程は、八戸工業大学（以下「本学」という。）の専任教員が、それぞれの有する学術研究の分野において、学内または学外で行う共同研究を実施するにあたり、必要とする諸事項を定め、もって当該研究の活性化と円滑化を図り、併せて本学の発展に寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 本規程における共同研究とは、特定の研究課題について、複数の者が共同で実施する研究とし、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

（1）研究科、学部、学科、研究所等にわたる本学内における共同研究

（2）産業界および国内外の大学等（以下「学外諸機関」という。）またはその学外諸機関に属する研究者と行われる共同研究

（申請手続）

第 3 条 共同研究の実施を予定する者（以下「本学責任者」という。）は、「共同研究計画書（様式第1号）」を作成し、部局長を経て地域産業総合研究所所長に提出する。

2 共同研究の申込みをしようとする学外諸機関の長は、「共同研究申込書（様式第2号）」を作成し、学長に提出する。

（審査・決定）

第 4 条 前条により提出された共同研究については、社会連携学術推進委員会において計画の適否・当該研究経費等について審査をし、学長が決定する。

（契約の締結）

第 5 条 学外諸機関との共同研究の取扱については、「契約書（様式第3号）」または公的機関の定めによるものとする。

（管理経費）

第 6 条 本学は、外部資金の導入がある場合、共同研究に要する光熱水費等の管理経費を申し受けるものとする。

2 管理経費は、原則として共同研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）の10%とする。

（報 告）

第 7 条 本学責任者は、研究期間終了後、「共同研究実績報告書（様式第4号）」を作成し、部局長および地域産業総合研究所所長を経て、学長に報告しなければならない。

（補助金申請）

第 8 条 各補助金並びに助成金交付者または学内研究助成費から共同研究費を受けようとする共同研究については、その定めるところに従い、必要書類の提出をしなければならない。

2 前項により、共同研究費を受けた共同研究は、その定めるところに従い、必要書類を提出するとともに、研究成果等を収録した紀要等を作成し、部局長および地域産業総合研究所所長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第 9 条 研究代表者は、研究期間終了後 1 年以内に、共同研究の成果を研究紀要、研究論集に掲載し、公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場合は、以後の公表計画等を学長に提出するものとする。

(その他)

第 10 条 共同研究費が公的資金並びに共同研究者が外国籍または国、地方公共団体等公的機関の場合は、この規程の一部を除外することができる。

2 この規程によらざる事項が生じた場合は、地域産業総合研究所所長を経て、その都度学長と協議の上定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

備 考

本共同研究の事務は、社会連携・研究推進部社会連携・研究推進チームにおいて処理する。